

IGRパートナーズ会規約

〈名称〉

第1条 当会は、「IGRパートナーズ会」と称します。

〈目的〉

第2条 当会は、いわて銀河鉄道線の沿線やその周辺で活動されているパートナーズ会員（以下、「会員」といいます）とIGRいわて銀河鉄道株式会社との連携、ならびに会員相互の連携により、地域を盛り上げていくことを目的とします。

〈事務局〉

第3条 事務局は、IGRいわて銀河鉄道株式会社営業部に置きます。

2 事務局長は、営業部長とします。

〈会員資格〉

第4条 申込後、当会の名簿への登録をもって、会員とします。

2 名簿登録の可否については、事務局の判断とします。

〈有効期間・会員資格の更新〉

第5条 会員資格の有効期間は、総会から次の総会までの間とします。

2 期間の途中入会の場合も、次の総会までの間とします。

3 会員・事務局とも異論がない場合は、自動的に登録を更新することとします。

〈会員特典〉

第6条 事務局が定める特典を受けることができます。

〈会費〉

第7条 会費は無料とします。

2 懇親会やツアー等への参加は、原則有料とします。

〈総会等〉

第8条 1年に1回、定期総会を行うこととします。

2 総会は会員の過半数の参加、委任状により成立します。

3 審議事項がある場合、総会の議長は会長が行うものとします。

4 1年に1～2回程度、活動報告会・交流会を行うこととします。

〈役員〉

第9条 会長1名とします。

2 会長の任期は2年とします。

3 会長は総会にて決定します。

4 他の役員が必要な場合、任期外に変更を要する場合は、総会にて決定します。

〈オブザーバー〉

第10条 会長または事務局長の要請により、オブザーバーを置くことができます。

〈退会〉

第11条 期間の途中であっても当会を退会できるものとします。

〈終了・解散〉

第12条 当会の活動を継続しがたい事情が生じたときは、総会での決議をもって終了・解散します。

〈個人情報の取り扱い〉

第13条 事務局は、会員の個人情報を厳重に管理するものとし、当会以外の目的での使用、並びに第三者への開示及び提供を一切行いません。

〈本規約の追加・変更〉

第14条 本規約の追加・変更は当会が行い、会員に通知します。

2 本規約のほかに、当会運営上必要な事項は、別途定めます。

～事務局連絡先～

I GRいわて銀河鉄道株式会社 営業部

〒020-0133 盛岡市青山二丁目2-8

TEL：019-601-9995

FAX：019-601-9998

Eメール：eigy@igr.jp

(2019年12月1日現在)